

○志賀町能登空港利用促進助成金交付要綱

平成23年4月1日

告示第109号

志賀町能登空港利用促進に関する助成金交付要綱（平成17年志賀町告示第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、志賀町能登空港利用促進事業に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、志賀町補助金等交付規則（平成23年志賀町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（助成金の対象及び目的）

第2条 助成金の交付の対象は、次条に定める対象となる者が次の各号のいずれかに該当する能登空港航路便を利用したときとし、助成金を交付することにより、能登空港の利用を促進し、もって能登地域の活性化を図ることを目的とする。

- （1）能登空港を離発着する航空機（能登空港―羽田空港便に限る。）に搭乗したとき。
- （2）前号の航空機が特別の事情により、やむを得ず能登空港以外の空港に着陸したとき。

（対象となる者）

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、前条各号のいずれかの能登空港航路便を利用した次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）搭乗日時点において、本町に住所を有する者
- （2）本町に住所を有する者の子で、本町の区域外の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校をいう。事項において同じ。）に在籍する児童、生徒又は学生である者
- （3）本町の区域内の学校に在籍する児童、生徒又は学生で、修学旅行等のために利用した者
- （4）志賀町移住体験宿泊費補助金交付要綱（令和3年志賀町告示第39号）第12条に規定する補助金等交付額確定通知書（以下「確定通知書」という。）の交付を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、助成の対象としない。

- (1) 満3歳未満の者（座席を確保し、小児料金を支払った満3歳未満の小児を除く。）
- (2) 旅費相当について、公的助成を受けた者又は受ける予定の者
- (3) 官公庁の職員で、公務により利用した者
- (4) 志賀町税条例（平成17年志賀町条例第54号）第3条に規定する町税及び志賀町国民健康保険税条例（平成17年志賀町条例第128号）第1条に規定する国民健康保険税（以下「町税」という。）並びに町税に係る延滞金及び督促手数料を滞納している者。ただし、分納誓約等により、適正かつ確実な納付が見込まれるとき、又は町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 片道搭乗者（前条第1項第4号に規定する者を除く。） 1,500円
- (2) 往復搭乗者（前条第1項第4号に規定する者を除く。） 3,000円
- (3) 片道搭乗者（前条第1項第4号に規定する者に限る。） 5,000円
- (4) 往復搭乗者（前条第1項第4号に規定する者に限る。） 10,000円

2 前項の規定にかかわらず、小児運賃適用者（満3歳以上満12歳未満の者）は、前項各号の2分の1の額とする。

（交付の申請、実績報告及び請求）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）を搭乗した日から40日以内に町長に提出しなければならない。ただし、申請者が第3条第1項第4号に該当する場合は、確定通知書の交付を受けた日から14日以内とする。

2 前項の補助金等交付申請書兼実績報告書兼請求書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用搭乗券又は搭乗したことを証明するもの（以下「利用搭乗券等」という。）
- (2) 利用者の名簿（団体旅行等で利用し、利用搭乗券等に氏名の記載がない場合。）
- (3) 学生証等の写し（第3条第1項第2号に規定する児童、生徒又は学生の場合。）
- (4) 町税等納付状況調査同意書
- (5) 助成金の振込先となる預金通帳等の写し

(6) その他町長が必要と認める書類

3 申請者が、第3条第1項第2号に該当する児童、生徒又は学生の場合は、その申請は保護者が行うものとする。

(決定の通知)

第6条 町長は、規則第6条の規定により助成金の交付の決定をしたときはその決定の内容及びこれに付した条件を、交付しない旨の決定をしたときはその旨及び理由を、補助金等交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかに当該申請者に通知しなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日告示第19号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日告示第31号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月1日告示第61号）

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第34号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

課 長	合 議	担 当	納税確認	住所確認

年 月 日

志賀町長 様

〒
(申請者) 住 所
氏 名
生年月日
電話番号

補助金等交付申請書兼実績報告書兼請求書

下記の事業の実施にあたり、助成金の交付を受けたいので、志賀町補助金等交付規則及び志賀町能登空港利用促進助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて交付の申請、実績報告及び請求をします。

記

- 1 補助事業等の名称 志賀町能登空港利用促進事業
- 2 交付申請、実績報告及び請求額 円
- 3 利用人数 大人 人 小人 人
- 4 利用者が同居する家族で複数の場合は、次の欄に記入してください。

利用者氏名	続柄	生年月日	住 所
		年 月 日生	
		年 月 日生	
		年 月 日生	

- 5 利用者が町に住所を有しない児童、生徒又は学生の場合、次の欄に記入してください。

利用者氏名		申請者との続柄	
生年月日	年 月 日生	(満 歳)	
住民票記載住所			
学校名		保護者名	

- 6 添付書類

- (1) 利用搭乗券の半券（裏面に貼ってください。）
- (2) 利用者の名簿（団体旅行等で利用し、利用搭乗券に氏名の記載がない場合）
- (3) 学生証等の写し（第3条第1項第2号に規定する児童、生徒又は学生の場合）
- (4) 町税等納付状況調査同意書（別紙）
- (5) 助成金の振込先となる預金通帳等の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類
- 7 助成金振込先（申請者の口座に限る。）

金融機関名		口座種別（いずれかに○）
支店名		普通 ・ 当座
口座名義 <カナ>	漢字使用不可。カタカナ及び英数字のみで記載してください。	
口座番号		

(裏面)

利用搭乗券を貼ってください (コピー不可)

行き分

(能登 → 羽田)

のり付けしてください

帰り分

(羽田 → 能登)

のり付けしてください

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

志賀町長 

補助金等交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付について、志賀町補助金等交付規則第6条及び志賀町能登空港利用促進助成金補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付(不交付)の決定をしたので通知します。

記

助成年度	年度
補助事業等の名称	志賀町能登空港利用促進事業
交付決定額 (不交付の理由)	円

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）